

三病第 142 号

三重県公文書等管理審査会

三重県病院事業庁公文書管理規程（令和 2 年三重県病院事業庁訓令第 1 号）の一部を改正するに当たり、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第 25 号）第 36 条第 1 項の規定により、貴審査会の意見を求めます。

令和 7 年 1 月 27 日

三重県病院事業庁長 河 合 良



三重県病院事業庁公文書管理規程の改正内容
別紙のとおり

三重県病院事業庁訓令第●号

序 中 一 般

三重県病院事業庁公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年●月●日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県病院事業庁公文書管理規程（令和2年三重県病院事業庁訓令第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号。<u>第25条第1項第1号、同条第2項及び第36条第1項第4号を除き、以下「条例」という。</u>）第11条第1項の規定に基づき、病院事業庁における公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(發送等の方法)</p> <p>第29条 県立病院課及び県立病院が、文書の發送等を行うときは、次に定める方法によるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>三重県グループウェアシステム</u>登載 県立病院課文書管理者が別に定めるところによる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号。<u>以下「条例」という。</u>）第11条第1項の規定に基づき、病院事業庁における公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(發送等の方法)</p> <p>第29条 県立病院課及び県立病院が、文書の發送等を行うときは、次に定める方法によるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>三重県総合グループウェアシステム</u>登載 県立病院課文書管理者が別に定めるところによる。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

三重県病院事業庁公文書管理規程の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

三重県公文書等管理条例の略称規定（略称が及ぶ範囲の限定）への対応その他所要の改正を行う。

2 改正内容

以下の規定を整理する。

- (1) 「三重県公文書等管理条例」の略称規定（略称が及ぶ範囲の限定）
- (2) 「三重県総合グループウェアシステム」を「三重県グループウェアシステム」に改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。

【参考】三重県病院事業庁公文書管理規程（抜粋）

（目的）

第1条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、病院事業庁における公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（發送等の方法）

第29条 県立病院課及び県立病院が、文書の發送等を行うときは、次に定める方法によるものとする。

- （1） 郵送 次条に定めるところによる。
- （2） 電子郵便及び電報 県立病院課文書管理者が別に定めるところによる。
- （3） 直渡し 県立病院課文書管理者が別に定めるところによる。
- （4） 宅配便等 県立病院課文書管理者が別に定めるところによる。
- （5） ファクシミリ 県立病院課文書管理者が別に定めるところによる。
- （6） 電子メール 県立病院課文書管理者が別に定めるところによる。
- （7） ホームページ登載 県立病院課文書管理者が別に定めるところによる。
- （8） 三重県公報登載 三重県公報発行規則の定めるところによる。
- （9） 総合文書管理システム發送 県立病院課文書管理者が別に定めるところによる。
- （10） 三重県総合グループウェアシステム登載 県立病院課文書管理者が別に定めるところによる。